

品川区にお住まいの（住民登録をしている）満3歳から5歳（小学校就学の始期に達するまで）の幼児を私立の特定教育・保育施設（私立幼稚園、私立認定こども園等）に通園させている保護者に対して、下記の対象基準に該当する場合に補助金を交付します。

1

## 保育料に対する補助金

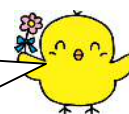
・・・税額により補助金額が変わります

★園児保護者補助金は品川区と東京都の補助金から交付されています。

★世帯の税額やお子さんの人数など、世帯構成によって補助金単価が異なります。

## (1) 園児保護者補助金 対象基準

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園は、予め区市町村民税に応じた利用者負担額となっているため、就園奨励費補助金は対象となりませんが、東京都の制度である園児保護者補助金は対象となります。



区分	子区分	月額	年額	備考
① 生活保護世帯	第1子	13,200	158,400	多子軽減の算定における兄・姉の年齢制限はなし <sup>※1</sup>
	第2子以降			
② 区市町村民税の所得割課税額が非課税世帯および区分③のうちひとり親世帯等 <sup>※2</sup>	第1子	13,200	158,400	
	第2子以降			
③ 区市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	第1子	11,500	138,000	
	第2子以降	13,200	158,400	
④ 区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	第1子	10,500	126,000	多子軽減の算定は、小学校3年生までの兄・姉の数に応じる <sup>*1</sup>
	第2子以降	12,600	151,200	
⑤ 区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯	第1子	9,400	112,800	
	第2子以降	12,000	144,000	
⑥ 区市町村民税の所得割課税額が256,301円以上の世帯	第1子	7,000	84,000	
	第2子以降			

※1 多子軽減の算定は、小学校3年生までの兄・姉の数に応じます。ただし、所得割課税額77,100円以下の世帯については、対象とする兄・姉の年齢制限はありません。（ただし、生計を一にする兄・姉に限ります。）

※2 ひとり親世帯等の場合、特例として、③区分に該当する場合は、②区分の補助金額が適用されます。（ひとり親世帯等であっても、④区分以上の世帯の場合は特例の対象とはなりません。）

＜ひとり親世帯等とは＞

ひとり親世帯の他、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯をいいます。（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者）

★所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等の特別税額控除適用前の額とします。

★世帯に課税されている人が複数いる場合は、その合計の課税額となります。

★4～8月分は平成29年度、9～翌3月分は平成30年度の課税額で判定します。

★保護者が実際に負担した保育料を上限としています。

## (2) 補助金を申請するにあたっての注意事項

- ★品川区に住民登録、居住し、品川区から通園していることが条件となります。
- ★途中で入退園または品川区外に転出した場合は、在園・在区月数が交付対象となります（転入月は対象となりません）。

## (3) 交付方法と振込時期・・・補助金は保護者の口座へ、年2回に分けて振込みます。

	口座入金予定	補助対象月
1回目	10月中旬～下旬	4～9月
2回目	4月上旬～中旬	10～3月

※交付決定通知書をお送りします。（振込み時の通知はお送りしません。）  
※通知書の再発行は出来ませんので、大切に保管してください。



2

## 入園料に対する補助金・・・税額や所得による制限なし 100,000円

- ★対象者は平成30年4月から平成31年3月までに入園した方で、今年度まだ申請していない方です。
- ★入園料補助金は1人につき1回のみです。転園された場合の入園料は対象になりません。
- ★他の自治体で入園料補助金を交付されたことのある方は対象になりません。
- ★保護者が実際に負担した入園料を上限として交付します。



## 申請手続

### (1) 提出書類 平成30年度 私立幼稚園等補助金交付申請書 兼 請求書

このお知らせの「申請書記入手引き」を参照のうえ、必要事項をご記入ください。

品川区に住民登録がなかったご家族がいる場合は「(非)課税証明書」または給与証明等の提出が必要です。

基準日	平成29年1月1日現在		平成30年1月1日現在	
在住地域	他市区町村在住	海外在住（日本で住民税が課税されていない）	他市区町村在住	海外在住（日本で住民税が課税されていない）
必要書類	平成29年度（非）課税証明書	給与証明証等平成29年中の収入がわかるもの	平成30年度（非）課税証明書	給与証明証等平成29年中の収入がわかるもの

**既に支給認定・利用者負担額の決定に際して課税証明書、給与証明等を提出している場合は、提出の必要はありません。** ※詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

申請後、世帯構成や金融機関名、住民税額などの変更がありましたらすみやかにご連絡ください。

### (2) 提出期限 平成30年7月27日（金）《必着》

上記の期限までに提出しなかった方（提出期限後に途中入園・転入された方など）は、**最終期限の平成31年3月4日（月）《必着》**までに提出してください。  
また、住民税額が変更になった場合はご連絡ください。

### (3) 提出方法 区役所へ郵送または持参

### (4) 提出先 〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 保育支援課 開設・計画担当 私立幼稚園担当あて (ご持参の場合：第二庁舎の7階です)

電話 03-5742-6039 (直通)



# 申請書記入の手引き

※両面の枠の中を必ず記入してください。  
 ※記入にあたってはボールペンまたはインクを使用してください。  
 (鉛筆、シャープペンシルは不可)

( おもて面 )

★振込口座は、園児と一緒に住まいの**保護者名義の口座**を記入してください。

★会社・団体名や肩書きの付いた口座は使用できません。



第1-2号様式 平成30年度 私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼 請求書

※枠の中をご記入ください。

園児名	ひろまち	フリガナ	シナガワ	(氏名)	ハナコ	生年月日	平成26年5月5日
入園日	平成30年4月	園児名	品川		花子	区使用欄	園コード 入園料 申請番号

品川区長あて 上記の園児について、平成30年度 品川区私立幼稚園等 園児保護者補助金を申請します。

(今年度入園し、まだ入園料補助金を請求していない方のみ)  
 ※入園料補助金を一度でも受けたことのある場合は対象外となります。

口座欄(請求) 遺族のみし適用を申請いたします。 ※申請する方は、左の口座にチェックをしてください。  
 ※遺族(遺族) 遺族とは、納税者の夫(妻)と共同で扶養している場合、または夫(妻)の生死が明らかでない場合に受けられる種類のものです。  
 ※納税(遺族) 遺族に納税していない場合は適用されませんが、申請があり対象となる方は、当補助金の計算の際のみは適用いたします。

上記のとおり申請します。なお、補助金受給資格に係る審査に際しては、支給決定に必要な経緯説明等について品川区のホームページをご覧ください。

平成30年7月20日

フリガナ	シナガワ	(氏名)	タロウ	住所	〒140-0000 品川区 広町 2丁目 1番 36号
(保護者) 申請者氏名	品川		太郎		
金融機関	広町	支店	品川	口座種別	普通
全通機関コード	1 2 3 4	支店コード	1 2 3	口座番号	1 2 3 4 5 6 7

申請者氏名と同一人別の口座情報、通帳に記載されているとおり、正しくご記入下さい。  
 訂正する場合は二本線で消し、正しく書き直してください。

※裏面も必ずご記入ください。



お問い合わせさせていただきます。

( うら面 )

補助金算定するための添付です。枠の中をご記入ください。  
 ◆世帯構成についてご記入ください。 ※別居を含む世帯構成。単身赴任等で同居されていないが同居を構築している方も記入してください。就学等で別居されている本計を一にする兄・姉がいる場合も記入してください。  
 □ひとり親世帯等に該当する場合は、左の口に入力してください。

種別	フリガナ	氏名	性別	生年月日	【園名】	【学年】	保護者欄
本人	品川	太郎	男	45年1月7日	幼稚園・保育園	小学1・2・3年生	円
妻	品川	咲子	女	47年2月1日	幼稚園・保育園	小学1・2・3年生	円
子	品川	一郎	男	10年3月1日	幼稚園・保育園	小学1・2・3年生	円
子	品川	次郎	男	22年5月7日	幼稚園・保育園	小学1・2・3年生	円
子	品川	花子	女	26年5月5日	幼稚園・保育園	小学1・2・3年生	円

●平成30年1月1日の時点で品川区に住んでいなかった(住民登録のなかった)ご家族がいる場合は、そのご住所を下記に記入してください。

フリガナ	品川	太郎	住所	神奈川県横浜市○○区○-△-×	住民税の課税証明書を 添付しました
フリガナ	品川	太郎	住所		住民税の課税証明書を 添付しました

注) 住民税の課税証明書の提出が必要です。必要年度など詳しくは補助金のお知らせをご確認ください。  
 年度途中で住民税額の変更があり控除が変わる場合、申請書の申し出がなくとも補助金を要する場合があります。

★ひとり親世帯の他、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯に該当する場合は☑を入れて、該当する方の手帳等の写しをご提出ください。  
 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者

★家族全員(園児を含む)を記入してください。  
 ★単身赴任者、別居中の配偶者がいる場合または就学等で別居の生計を一にする兄・姉がいる場合も、必ず世帯構成に含めて記入してください。

- ★平成30年1月1日に品川区に居住していなかった方がいる場合は、そのときの住所をご記入ください。
  - ★平成30年1月1日にお住まいの市区町村で発行された住民税の課税証明書(市区町村民税の「所得割額」、配偶者控除の有無、扶養の人数が記載されたもの)をご提出ください。  
 海外から帰国された方など、平成30年度の住民税が課税されていない場合は、職場などで発行された平成29年中の給与総額を示す収入証明書等をご提出ください。  
 (平成30年1月1日に品川区に住居登録があった方は、課税証明書は必要ありません。(未申告の方を除く。))
- ※課税証明書等の提出がない方、または住民税未申告の方は補助金の支給対象外となります。

対象となる方は、申請書を提出してください。提出期限：平成30年7月27日(金)《必着》  
 ★提出期限後に途中入園・転入された方等は、随時(平成31年3月4日までに)提出してください。  
 最終期限は平成31年3月4日(月)《必着》です。

【 住民税について 】

住民税は特別区民税（市町村民税）・都民税（道府県民税）に分かれており、特別区民税は所得割額・均等割額に分かれています。

私立幼稚園の保育料補助金は特別区民税の所得割額によって額を決定します。

ただし、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除の税額控除前の額を基準とするため、通知書の表示と一致しない場合があります。

※ 申請後に住民税額が変更になった場合は、ご連絡ください。

※ 子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園は 4～8 月分は平成 29 年度分、9～3 月分は平成 30 年度分の特別区民税で判定します。

1. 特別徴収（給与所得者の方など住民税を給与控除で納めている方）

勤務先を通じて5～6月頃受け取ります。

※お手元に届いていない方は勤務先へお問い合わせください。



2. 普通徴収（自営の方など、住民税を納付書や口座振替によって納めている方）

区役所から6月頃に各納税者あてに納付書とともに発送されています。

※お手元に届いていない方は区役所税務課へお問い合わせください。



3. その他、非課税などの方には税額の通知がされませんので、各自ご確認ください。

4. みなし寡婦（寡夫）について

税法上の寡婦（寡夫）控除は、婚姻関係がある者が死別・離別した後、婚姻をしていない場合に対象となるため、婚姻歴がない方は本来寡婦（寡夫）控除の対象となりませんが、下記に該当している方は寡婦（寡夫）控除があったとみなして、税額を再計算します。

【みなし寡婦（寡夫）控除の対象となるケース】

- ① 寡婦 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの
- ② 寡夫 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の所得金額が500万円以下であるもの

過去に婚姻歴がなく、上記条件に該当している場合は、申請書表面のみなし寡婦（寡夫）欄にチェックをしてご申請下さい。

申請する場合は  
チェック

第1-2号様式 平成30年度 私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼 請求書

※枠の中をご記入ください。

園名	ひろまち 幼稚園		フリガナ	(氏) シナガワ	(名) ハナコ	生年月日	平成 26年 5 月 5 日		
	入園日	平成 30年 4 月	園児名	品川	花子	区 使 用 標	園コード	入園料	申請番号

高川区長あて  
上記の園児について、平成30年度 品川区私立幼稚園等 園児保護者補助金 を申請します。

(今年度入園し、まだ入園料補助金を請求していない方のみ)  
※入園料補助金を一度でも受けたことのある場合は対象になりません。

支払った入園料 \_\_\_\_\_ 円  
※ 10万円を上限に、実際に支払った入園料が補助金額となります。

□寡婦（寡夫）控除のみなし適用を申請いたします。 ※申請する方は、左の口をチェックしてください。  
 ※寡婦（寡夫）控除とは、納税者の夫（妻）と死別若しくは離婚した後再婚をしていない場合、または夫（妻）の生死が明らかでない場合に受けられる控除のことです。  
 寡婦（寡夫）控除は婚姻歴のない場合は適用されていませんが、申請があり対象となる方は、当補助金の計算の際はみなし適用いたします。

上記のとおり申請します。なお、補助金受給資格に係る審査に際しては、支給決定に必要な住民税課税状況などについて品川区が公簿で確認することに同意します。  
 また、補助金を交付決定に基づき請求しますので、下記の口座に届込みしてください。

平成 30年 7 月 20 日

申 請 者 の 住 所	フリガナ	(氏) シナガワ	(名) タロウ	住 所	〒140-0000 品川区 広町 2 丁目 1 番 36 号												
	(保護者) 申請者署名	品川	太郎		(携帯: 000-0000-0000) (電話: 00-0000-0000)												
	金融機関	金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	口座種別	口座番号					
	広町			銀行		品川				普通	1	2	3	4	5	6	7

申請者署名と同一人物の口座情報を、通帳に記載されているとおり、正しくご記入下さい。  
 訂正する場合は二本線で消し、正しく書き直してください。

※ 裏面も必ずご記入ください。

